

旅行事業者様各位

「サイクリングを活用した誘客促進事業」におけるご案内

平素より大変お世話になっております。

このたび、茨城県では、サイクリングと豊かな自然・「食」等の地域資源を活用し、茨城県水郷筑波地域（土浦市、石岡市、つくば市、鹿嶋市、潮来市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、小美玉市、美浦村、阿見町）への誘客促進に取り組むこととなりました。

各旅行事業者様におかれましては、茨城県水郷筑波地域へのサイクリングを活用したモニターツアーの企画・実施をお願いしたく、下記の通り内容をお知らせいたします。お忙しい最中とは存じますが、茨城県水郷筑波地域の活性化にご協力をお願いいたします。

【目的】

水郷筑波地域におけるサイクリングロード・サイクリング環境の魅力発信と認知度向上を図るため、筑波山や霞ヶ浦などの豊かな自然や全国屈指の高品質な農産物等の地域資源とサイクリングを組み合わせたモニターツアーを造成し、水郷筑波地域の交流人口拡大と地域活性化を図ることを目的とします。

【仕様】①モニターツアー（国内）の実施

内 容：首都圏発着等の日帰りコース 計10コース／最少催行人員 各10名／募集人員 各15名以上

対象者：首都圏のサイクリスト、市区町村の教育関係者、企業・団体等の研修担当者、旅行会社等

以下の条件を満たすツアーを対象とします。

- ・ツアーの発地は首都圏を基本としますが、一部国内地域（茨城県内を含む）も可能とします。
- ・サイクリング（レンタサイクル可）による、水郷筑波地域の新たな魅力を体験できるツアーとし、

※新規性・独創性の高いモニターツアーであること。

※自社の商品として、すでに市場に出ているツアー等については対象としません。ただし、すでにブランド化している商品でも、内容・行程等の新規性があれば可能とします。

特 記：●参加者へのアンケートの実施をお願いいたします。（別紙を使用。後日お渡しします）

【仕様】②モニターツアー（インバウンド）の実施

内 容：現地（国外）発着2泊3日コース 計5コース／最少催行人員 各6名／募集人員 各6名以上

対象者：台湾、インドネシア等におけるサイクリングに関心の高い富裕層等

以下の条件を満たすツアーを対象とします。

- ・サイクリング（レンタサイクル可）による、水郷筑波地域の新たな魅力を体験できるツアーとし、

※新規性・独創性の高いモニターツアーであること。

※自社の商品として、すでに市場に出ているツアー等については対象としません。ただし、すでにブランド化している商品でも、内容・行程等の新規性があれば可能とします。

特 記：●宿泊先は、水郷筑波地域のホテル、旅館、または公共施設を設定してください。

- 参加者へのアンケート実施をお願いいたします。（別紙を使用。後日お渡しします）

上記モニターツアーについては、下記テーマを基に造成ください。

- 水郷筑波周辺地域の「食」資源を活用した「サイクリング&グルメツアーモデル」
- 水郷筑波周辺地域の果物を活用した「果物狩りサイクリングツアー（フルーツライド）モデル」
- 霞ヶ浦のクルージングとサイクリングを組み合わせた「サイクル&クルーズモデル」

【募集期間】

- 一次募集：即日～2015年11月30日（月）17:00まで

※期間中、先着順で随時審査を行い、採用数が募集数を超えた場合は期間中であっても募集を中止します。

- 二次募集：2015年12月1日～12月20日（日）17:00まで

※一時募集で採用数が募集数に達した場合、二次募集は行いません。

【助成について】

応募されたツアーについては、行程・内容等を事前に提示いただき選定いたします。選定されたモニターツアーについては、企画・造成経費等を負担いたします。

・選定されたモニターツアーの催行にあたっては、参加者にツアー造成・販売に関わるコストの50%の負担を求めるものとします。

・モニターツアー1件あたり、①については20万円、②については40万円を上限として助成します。助成の対象となる経費は後述の通りです。

【モニターツアーの助成対象経費】

ア. モニターツアーの企画及び広報に係る経費

企画の為の下見、会議、打ち合わせ（飲食費は除く）、募集用のポータルサイト作成、募集広告、パンフレット、インターネット掲載（自社サイト掲載費を除く）等

イ. モニターツアー催行に係る直接経費

モニターツアー参加者の宿泊費、一次二次交通費、飲食費、入館料、主催者が加入する保険料（※1）、派遣コンダクター（派遣添乗員）経費（※2）

※1 主催者が任意で加入する旅行傷害保険は対象外とします。

※2 添乗員が人材派遣会社から派遣され、派遣会社に支払いが発生する場合に限り、主催旅行会社の社員が添乗する人件費・経費は対象外とします。

※ 最少催行人員に達しない等の理由により、ツアーが実施されなかった場合の経費は対象外とします。なお、最少催行人員は①については10名、②については6名とします。

ウ. モニターツアーの催行、報告書作成等に係る管理費

催行後に決定したイの合計額の10%とします。（添付の参考内訳参照）

※対象とならない経費例

- ・施設整備（ハード整備）に係る経費
- ・平成27年度内に実施されない活動に係る経費
- ・国等により別途補助金、委託費などが支給されているもの、あるいは支給が予定されているもの
- ・モニターツアーとして選定される前の経費
- ・最少催行人員に達しない等の理由により、モニターツアーが実施されなかった場合の経費
- ・企画造成に係る人件費
- ・自社サイト内での掲載・広報に係る経費

【写真・動画・記事等について】

モニターツアーの実施にあたり、取材撮影された動画、写真、記事等については、茨城県において活用（ウェブサイト、雑誌または広報等のメディアへの掲載など）できるものとします。

【モニターツアーの審査・選定について】

モニターツアーの選定については、茨城県企画部地域計画課と委託先事業者であるJTB関東法人営業水戸支店（以下、事務局）で厳正なる審査の下に行います。各旅行事業者様は以下の手順により、申請等の手続きをお願いいたします。

手順1. 《申込み》 ※原本を事務局へご郵送ください。

- ↓ ツアーの行程を作成し「様式1」の申請書に必要事項をご記入いただき、必要書類を添付の上、
- ↓ 事務局へ期日内にお申込みください。

↓

審査 各モニターツアー仕様に基づき内容を審査いたします。

- ↓ ※応募が多数になる場合は、先着順とさせていただきます。

↓

採用可否 事務局より「様式2」をもって「認定」または「不認定」をお知らせいたします。

↓

手順2. 《人員募集・実施》 ※原本を事務局へご郵送ください。

- ↓ 認定を受けたモニターツアーは、各旅行事業者様にて募集から実施まで行ってください。
- ↓ 最少催行人員に満たない等の理由でモニターツアーを中止する場合は「様式3」に従い中止報告書を事務局へご提出ください。中止の場合には助成金は交付されませんのでご注意ください。

↓

手順3. 《完了報告・助成金申請》 ※FAXまたは郵送にて事務局へご送付ください。追って事務局

- ↓ よりご連絡いたしますので、後日、原本をご郵送ください。
- ↓ モニターツアーの実施が完了しましたら「様式4」をもって、ツアー実施から1週間以内に
- ↓ モニターツアーの完了報告と助成金の振込申請を行ってください。必要経費の申請については
- ↓ 請求書または領収証の写しが必要となります。必要書類が不足する場合は助成金のお支払ができませんのでご注意ください。
- ↓ また、モニターツアーご参加者様へのアンケート（別紙）を実施いただき、回収したアンケート用紙を事務局までご送付ください。

↓

お振込み 事務局に「様式4」が到着してから2週間以内に指定口座に助成金をお振込みいたします。

【実施スケジュール】

2015年11月上旬～2016年3月

※ご不明な点がございましたら、下記問合せ先に何なりとお申し付け下さい。

《問合せ先》

● 「サイクリングを活用した誘客促進事業」事務局

(株) JTB 関東 法人営業水戸支店 法人事業第2チーム内
電話番号：029-225-5253 FAX 番号：029-226-4017
担当：加藤・遠藤

E-mail：cycling_ibaraki@kanto.jtb.jp

電話問合せ：平日 09:30～17:30

※FAX 受付は 24 時間・土日・祝祭日も可能です。（支店は休業日）

サイクリングを活用した誘客促進事業事務局 御中
(FAX : 029-226-4017)

(旅行実施団体
又は旅行事業者名) _____ 印

(所在地) _____

(代表者名) _____

(事業者登録No.) _____

平成 27 年度サイクリングを活用した誘客促進事業
助成金交付申請書

平成 27 年度サイクリングを活用した誘客促進事業助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1. 旅行の概要

旅行種別	募集型	受注型	手配
旅行名			
実施団体名・所在地			
催行予定日	平成 年 月 日～平成 年 月 日 (泊)		
催行予定人数	人		
助成対象経費	円		

2. 添付書類

(1) 行程表

(2) 助成対象経費内訳書

(3) 旅行業登録票(写)

(4) 茨城へのサイクリングツアーの実績や今後の茨城へのサイクリングツアー予定

(旅行実施団体
又は旅行事業者名)

(代表者名) 様

サイクリングを活用した誘客促進事業事務局
〒310-0803 茨城県水戸市城南 1-1-6 サザン水戸ビル 2F
(株)JTB 関東 法人営業水戸支店 法人事業第 2 チーム内
TEL: 029-225-5253 FAX: 029-226-4017
E-mail: cycling_ibaraki@kanto.jtb.jp

平成 27 年度サイクリングを活用した誘客促進事業
助成金交付審査結果通知書

平成 年 月 日付で申請のあった平成 27 年度サイクリングを活用した誘客促進事業助成金については、下記のとおり決定したので、通知します。

記

認定の可否	認定	不認定
旅行種別	募集型	受注型 手配
旅行名		
実施団体名		
旅行事業者名		
催行予定日	平成 年 月 日～平成 年 月 日 (泊)	
催行予定人数	人	
助成金認定金額	円	
承認番号		

当補助事業執行上の留意点

- 1 認定の通知を受けた旅行実施団体又は旅行事業者が、当該旅行を中止しようとするときは、助成金交付中止報告書（様式 3）を、速やかに県に提出しなければならない。
- 2 当助成金に係る関係帳簿類は、事業年度終了から 5 年間保存願います。

平成 年 月 日

サイクリングを活用した誘客促進事業事務局 御中
(FAX : 029-226-4017)

(旅行実施団体
又は旅行事業者名) _____ 印

(所在地) _____

(代表者名) _____

(事業者登録No.) _____

平成27年度サイクリングを活用した誘客促進事業
助成金交付中止報告書

平成 年 月 日付けで助成金の認定決定通知のあった平成27年度サイクリングを活用した誘客促進事業助成金については、下記のとおり中止報告をします。

記

旅行名	
実施団体名	
催行予定日	平成 年 月 日～平成 年 月 日 (泊)
承認番号	
中止理由	

サイクリングを活用した誘客促進事業事務局 御中
(FAX : 029-226-4017)

(旅行実施団体
又は旅行事業者名) _____ 印
(所在地) _____
(代表者名) _____
(事業者登録No.) _____

平成 27 年度サイクリングを活用した誘客促進事業
助成金交付報告書兼振込依頼書

平成 年 月 日付けで助成金の認定決定通知のあった平成 27 年度サイクリングを活用した誘客促進事業は完了しましたので、下記のとおり報告します。

なお、助成金が確定された際の振込先は、下記口座のとおりです。振り込みと同時に、当方において助成金を受領したものと認めます。

記

1 旅行実施内容

旅行名	
実施団体名	
旅行事業者名	
催行期日	平成 年 月 日～平成 年 月 日 (泊)
催行実績人数	人
助成対象実績額	円
助成交付実績額	円

2 添付書類

- (1) 実施行程表
- (2) 助成対象実績額内訳書
- (3) 対象経費等の請求書 (写) 又は領収書 (写)

3 振込先

金融機関名	フガナ	支店名	フガナ
口座種類	<input type="checkbox"/> 普通 ・ <input type="checkbox"/> 当座 (該当する方を「■」としてください。)		
口座番号			
口座名義	フガナ		

(旅行実施団体
又は旅行事業者名)

(代表者名) 様

サイクリングを活用した誘客促進事業事務局
〒310-0803 茨城県水戸市城南 1-1-6 サザン水戸ビル 2F
㈱JTB 関東 法人営業水戸支店 法人事業第2チーム内
TEL: 029-225-5253 FAX: 029-226-4017
E-mail: cycling_ibaraki@kanto.jtb.jp

平成 27 年度サイクリングを活用した誘客促進事業
助成金確定通知書

平成 年 月 日付けで実施報告のあった平成 27 年度サイクリングを活用した誘客促進事業助成金の額を、下記のとおり確定したので、通知します。

記

1 助成金確定額 円

内訳 助成金 円

2 旅行内容

承認番号	
旅行名	
実施団体名	
旅行事業者名	
催行期日	平成 年 月 日～平成 年 月 日 (泊)
催行人数	人